

平成26年第1回定例会  
斑鳩町議会会議録

平成26年3月7日  
午前9時00分 開議  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員(15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	大塚美季
--------	------	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	乾善亮
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	面巻昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	植村俊彦
福祉課長	本庄徳光	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	観光産業課長	清水修一
都市整備課長	井上貴至	会計管理者	西川肇
教委総務課長	山崎善之	生涯学習課長	佃田眞規
上下水道部長	谷口裕司	下水道課長	上田俊雄

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

( 午前9時00分 開議 )

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けいたします。

初めに、3番、中川議員の一般質問をお受けいたします。

3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

今回の、自治会で管理している防犯灯についてということですが、23年の6月議会でもこの同じ質問をさせていただいております。そのときには、議員定数が削減になった場合については町のほうで電気料金、自治会が管理している電気料金の支払いをしていただきたいという旨を申しあげて終わっております。

昨年12月議会で、議員定数検討特別委員会を設置し、議員定数は13名、2名減ということで決定をしておりますので、その旨を理解していただいて、ご答弁をいただきたいと思います。

それでは1点目の、自治会の数は何団体あるのか、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 防犯灯を管理している自治会は129団体でございます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） それでは、2番目の、129団体のうちで、LEDに変更する補助金を出していただいておりますが、何団体に変更されたのか、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 防犯灯を管理しております129団体のうち、LEDに変更した団体は120団体でございます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 129団体のうち120団体ということで、残りの9団体の自治会についてはどのようにお考えになっているか、把握をしておられたらお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） LEDへ変更を行っていない9団体でございますけれども、今年度の自治会の総会で検討をされ、来年度以降で対応するという自治会もございます。また、LEDの変更は行わないという自治会があるという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） LEDに変更されない自治会というのはどのような理由で変更されないのか、認識しておられたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 全て水銀灯がついているという状況の中で現状維持をしたい、今の現状ではそのままいいというところ、あるいはあと数年でもう不要になると、防犯灯そのものが不要になるという自治会もございますので、そういった状況でございます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 町としてはやはりCO<sub>2</sub>の削減や電気料金の削減を目的としてこの政策をしていただいていると、そのように理解しておりますので、できるだけLEDに変更していただけるような説明というのかお願いをしていただきたい、そのように思います。

続きまして、23年の6月議会で質問させていただいたときには、自治会で管理していただいている防犯灯の数は2,336灯で、電気料金が760万円ということでしたが、現在の数と料金はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 現時点におきまして自治会が管理しております防犯灯数は約2,500灯となっております。LEDに変更していただいた現在の自治会が支払っておられる電気料金は、年間当たり約520万円となっております。なお、残り全ての防犯灯がLEDに変更になったといたしますと、その電気料金は年間当たり約450万円になると見込んでおります。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 現在は2,500灯で、520万円、残りの全てLEDに変更していただいたら450万円になるということですが、現在の補助金の額とその電気料金全体との差額というのはどのようになるのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 新年度のこの自治会の防犯灯の維持管理補助金の予算といたし

ましては、382万2千円を計上いたしております。先ほどの全てLEDに変更していただいたら年間の電気代が約450万円ということがございますので、その差額約70万ということがございます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） それでは次の質問ですが、平成23年6月議会で、議員定数を削減した後は防犯灯の電気料金を町で支払いをしていただきたいと申しあげましたところ、ご答弁の中には、定数を削減されるとの議論がなされた段階で、防犯灯の補助金に限らず、他のサービスも踏まえ議会と協議をさせていただきたいというような答弁がありました。この点についてどのように考えておられるのかということですが、今の部長の答弁にありましたように、補助金にプラスあと70万円出していただいたら、もう自治会で支払いをしている電気代が全て払えるという状況でありますし、その補助金をいただくに当たりましては、129団体に対しまして補助金の申請用紙を送付していただき、また自治会の役員さんが記入し、また9月分の領収書を持参して総務課のほうに提出をして、それを職員さんが129自治会の書類を処理するわけなのでね、事務量にしても大変な数だと思いますのでね、私が言いましたように、議員定数も削減をされるということの中で、70万ぐらいであればできれば町のほうで支払いを、一括して支払いをしていただきたい、そのように思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 防犯灯を管理していただいております自治会におきましては、毎年維持管理補助金の申請の手続きをお願いをしております。LED防犯灯では通常10年程度は球換えの必要はなく、8ワットのLEDでは維持管理補助金で電気料金のほぼ賄えるような状況でございます。しかしながら、ただいま質問者がおっしゃいましたように、毎年の補助金の申請の手続きに係ります各自治会のご負担、また、町がこの129団体の申請を受けまして、その内容を審査して補助金を交付するという事務量を考えますと、防犯灯の維持管理は従来どおり自治会をお願いをして、防犯灯の電気料金のみを町が直接関西電力に支払ったほうが効率的であると考えますことから、平成27年度からの実施に向けまして調整を行ってまいりたいと、このように考えております。

なお、各自治会が電気代を払っておられるうち、例えば集会所の電気料金を含んでいる場合がございます。そういった場合は、それを除いた防犯灯に係る電気料金のみを町が支払うための区分けというものが必要となりますので、平成26年度中に各自治会にご協力いただきながら、関西電力、それから町と協議しながら手続きを進めてまいりたい

いと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 27年度からは自治会が支払っている電気代を町のほうで一括して支払いをしていただけるということなんで、きちっと関西電力とも協議していただいて、各自治会には理解のいただけるようにご説明いただいて、お願いをしておきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、3番、中川議員の一般質問は終わりました。

続いて、1番、宮崎議員の一般質問をお受けいたします。

1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それでは、議長のお許しを、許可を得ましたので、通告書どおり私の一般質問をさせていただきます。

ではまず初めに、公共施設に設置されている自動販売機についてですけど、これ私、見てまして、いろいろな自動販売機ありますので、それで業者選択、入札されているのか、どのようにされているのかということと、それにかかわる電気代ですね。多分これはもう公共のですので税金だと思うんですけど、あとまあ利用費とか、それにかかわってそこで発生するペットボトルとか空き缶ですね、それについての質問なんですけど、どういうふうにされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） まず、自動販売機を設置しております公共施設でございますが、その施設及び台数を申し上げますと、生き生きプラザ斑鳩に1台、ふれあい交流センターいきいきの里に2台、法隆寺iセンターに1台、中央公民館に1台、東公民館に1台、中央体育館に3台、法隆寺五丁地区地域交流館に1台となっております。

その自動販売機の設置者につきましては、施設ごとに選定をしているところでございます。その主な設置者についてでございますが、生き生きプラザ斑鳩、ふれあい交流センターいきいきの里におきましては、その設立の目的等から、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会などの福祉団体が設置者となっております。次に、法隆寺iセンターでは、知的発達障害のある人たちにスポーツトレーニングと競技の場を提供する活動組織、スペシャルオリンピックス日本・奈良を設置者とし、売上げの一部が活動支援金として提供をされております。次に、中央体育館、法隆寺五丁地区地域交流館では、町と災害時における応急物資提供に関する協定を締結いたしておりますダイードリンク株式会

社西日本営業部を設置者とし、非常時に飲料供給が可能な自動販売機を設置しております。また、中央体育館には、元気クラブいかるがに売上げの一部を活動支援金として提供する自動販売機も設置をしております。その他、公民館等では、地元の商工業振興を目的として町商工会を設置者とする自動販売機もございます。

続きまして、これらの自動販売機の設置に係ります経費についてでございます。行政財産使用料といたしまして、1台当たり年間で2万4千円でございますが、福祉団体の設置分は減免扱いとしております。電気料金につきましては、実費相当分は全ての設置者にご負担をいただくこととなっております、福祉団体にも減免はございません。

最後に、紙コップや空き缶のごみ処理についてでございますが、全ての自動販売機に空き容器の回収箱を設置し、設置者の責任において回収、処理をいただいているところでございます。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 適切に設置されて、また入札とかされておられるのかなと思っただけなんですけど、いろいろな団体に気配りをさせていただいて設置されているということがよくわかりました。これからもまた新しい、もし自動販売機の設置とかいうことがありましたら、そういう方々に協力するような形でまた設置していただきたいと思っております。

続きまして2番目の、外灯に、LEDについてですけど、私は今、LEDいろいろ、防犯灯ですね、非常灯とかというのは各施設につけておられたんですけど、町でどの範囲までLED、防犯灯をつけていかれるのか、ちょっとその辺を知りたかったんで、教えていただけますか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） どの範囲までつけるのかということでございますけれども、これにつきましては、当然町で防犯灯を設置しておりますのは、自治会でありますとか住宅地に属さない地域におきまして、住民の方々が通勤あるいは通学等に利用される箇所ということでございますので、道路幅員でありますとか道路の周辺環境を勘案するとともに、周辺地権者の同意を得られた箇所に設置をしておるということでございます。

一方、自治会で防犯灯を設置していただくのは自治会に属する地域ということで、ちよ町で設置していくところと区分けをしているという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） そういう感じをつけていただいて、あとまあ、通学路ですね。明るいときはいいんですけど、冬になったら、5時ぐらいになったら暗くなると。昨今い

ろいろな事件が起きておりますので、中学生がクラブを終えて帰るときは真っ暗なところもあると思うんですけど、通学路のほうはカバーできるんですかね、それで。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 当然先ほど申しあげましたように、町の自治会の範囲、エリアとといいますか、あるいは町でさせていただいている場所ございますので、その中に通学路が含まれておるとい状況の中で、当然通学路が暗いという状況になりましたら、当然自治会のほうからご要望もございますし、学校のほうからもそういった暗いというような要望が出てまいりますので、当然それについては町のほうも設置をさせていただいていると、これまでも設置をさせていただいている状況でございますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） ありがとうございます。できるだけ明るいほうがいいんですけど、田んぼの関係とかその辺もあるんですけど、まあLEDはあまり虫こないということで、できましたらつけていっていただきたいと思います。

それでは3番目なんですけど、主要な道路、あっちこっちで今、途中経過とかいうような感じでいろいろなっておるんですけど、その河川とか道路とかというのを住民に知っていただけるといことで、広報とか。私らよく道で会ったら、どうなっているの、どうなっているのとよく聞かれるんですけど、広報とかにそういうのは載せられないのかなと思って質問したいんですけど、その辺ちょっと、お聞かせ願えますか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました町内で各所で道路、河川に関する工事が進められております。この工事の中では、目に見えて進んでいるものもあれば、用地交渉中なので目に見えないところがございますけれども粛々と進められているところもございます。各事業を進めるに当たりましては、個人の方との交渉など、個人の権利や個人の情報にかかわるデリケートな問題も多数ございますことから、その過程の状況を公にすることで事業の進展にも影響が出ることも考えられますことから、広報による報告につきましては現在のところできないと考えているところがございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） はい、わかりました。そうですね、交渉中に載せるということはちょっとまずいかなと、私も今、部長の答弁で思いました。決定されて、もしタイミン

グがよかったら、載せられるようでしたら、またそのほうを考えていただきたいと思って、4番目の質問にさせていただきます。

少子化について、12月にほかの議員が少子化について婚活の話をされましたんですけど、これを町の主催で行ってはどうかなと思ったんですけど。昨日ですかね、厚生省の発表で、女性のほうが結婚のポイントが6ポイント上がっているということで、斑鳩町もその辺どのように考えておられるのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長

○住民生活部長（植村俊彦君） 全国的に少子化が進み、その一因として未婚率の上昇が少子化の要因であるとも言われています。そのような中、近年は結婚相手を探す出会いの場の創出と地域振興を目的とした、いわゆる街コンと言われるものが全国各地で開催されておりまして、斑鳩町におきましても、昨年11月には斑鳩町の商店街、東栄会が斑鳩町の独自性を演出した寺社コンというものを開催されました。

ただ、このような婚活イベントにつきましては、平成25年度に国において少子化対策として検討されていまして婚活イベントへの国の補助金もなくなりまして、町といたしましては、これらのイベントの性格上、行政で実施するよりも民間で実施されることのほうが望ましいというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それでは、私の考えなんですけど、それでしたら商工会とか、また町が主催されているイベントとか、そういう若い人たちが集まるふれあいの場というようなものをちょっと考えていただき、イベントの内容とかその辺をちょっと考えていただいたらなと思って、希望でこの質問は終わらせてもらいます。

最後に、5番目の質問なんですけど、文化財の保存についてなんですけど、私たちが一番思っていたのは藤ノ木古墳なんですけど、それから遺物、国宝級のものが出まして、文化財活用センターがその後に建ったと。そのときにあつたら町のほうで文化財、藤ノ木古墳の遺物を管理できたのかなと思うんですけど、実際それがずっとこの斑鳩の地にあつたら、来られる観光客も多くなるのかなと思ってたんで、今後出土した場合、結構大事なものとか国宝級のものが出たときに、その辺の取扱いというのは今後どうされようと思っているのか、お聞かせ願えますか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今後出てきた場合の出土品の取扱いということでございますけども、発掘調査等によりまして発見をされました埋蔵物につきましての関係法令といた

しまして、遺失物法あるいは文化財保護法という法律がございますけども、これらの法律に定められた手続きを経まして文化財として認定されますと、その所有者が判明しないものの所有権につきましては奈良県教育委員会に帰属いたします。そして、このことについて発見者と土地所有者に通知をされまして、報償金が支給されるということとなっておりますが、奈良県教育委員会に帰属した文化財の保存のためまたはその効用から見て奈良県教育委員会が保有する場合を除いて、その埋蔵物等の発見者または土地所有者に譲与することができるというふうに法律にはございます。

こうしたことから、今後町が実施いたします発掘調査におきまして発見した出土品につきましても、先ほど申しあげました法律上の手続きを進めて文化財の認定を受けた後、奈良県教育委員会に譲与の申請を行い、それが認められれば町で保管することもできます。ただし、出土品によりましては、我が国や奈良県の歴史を代表するような学術的価値等によりまして国または奈良県の所蔵となる可能性が高いというふうに考えるところでございます。しかし、藤ノ木古墳の発掘調査当時とは違い、質問者もおっしゃっておられますように、現在は斑鳩町文化財センターという国宝を含みます国指定文化財の保管が可能な施設がございますので、そうした事案が生じた場合には、これらの文化財の地元での保管につきましても、一方で出土品の保存処理及び保管に係る年間の費用等々ございますので、それらを総合的に勘案をしながら、文化庁または奈良県と協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 教育長の言われているとおり、できるだけ斑鳩町で出土したものを置いていただきたいと私も強く思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、1番、宮崎議員の一般質問は終わりました。

次に、13番、里川議員の一般質問をお受けいたします。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。

昨日までインフルエンザで、医師から出席を停止を言われておりましたので、本日から出席させていただいたんですが、皆さんに迷惑をかけてはいけないので、マスクをしたままで発言をさせていただきたいというふうに思います。聞き取りにくいところがあれば、また聞いていただけたらと思います。

それでは、まず1点目ですが、職員の体制についてということで書かせていただきました。これにつきましては、私と同じ年代もしくは一つ上ぐらいの職員さんが斑鳩町にはたくさんおられました。そういう中で、今後大量の退職者も出ることから、私は、少しうけ目に採用をしていって、職員の育成というものにも力を入れてやってほしいというような希望も申しあげ、職員の採用についてはいろいろの間にも申しあげてきました。けれども、毎年、もうここ4年ぐらいですかね、ふたを開けて見れば、結局毎年減っているんですよ。採用数が退職者を上回ることはなかったんです、私が言い続けてからね。もう大概頭打ちぐらい減ってきているのに、まだこれを斑鳩町は採用が少なく、やめる人のほうが多い。これをどこまでどう続ける気なんだろうと。このごろ言いかけて4年ぐらいたって、もういよいよ私も不安になりましてね。今でも臨時職員さんが目立つような状況の中であって、そして今どきの若い職員さんたちを育成するっていうことが企業やどこでも大変難しいと言われている中で、皆さん方、管理職の皆さん方が丁寧にきちとした行政マンを育てていくという観点からも、これについてはもう少しきちっと考えながら採用をしていっていただかないと、今はよくても斑鳩町はこれからも未来永劫続いていくわけですから、将来を見越してこの辺のところは考えていただきたいというふうに私はずっと思っております。私たちももうあと何十年かでいなくなるかもしれません。けれども、その私たちがいなくなる時に、この役場がどうなっているのか、そのことはとても心配です。そういう意味でも、今後の正職、正規職員というものをどういうふうに採っていくのか、どういうふうなあり方が望ましいというふうに思っておられるのか、この辺がね、私はこの間ずっと言い続けながらも、斑鳩町の考え方が見えてこないという思いですので、この際ですから町の考え方をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 正規職員の今後の考え方についてのご質問でございますけれども、職員採用におきまして退職者補充を基本としておりますが、近年、早期退職や年度途中での退職等があり、退職者に比べて採用が少ない状況が続いておりますことから、退職者の予定者を上回る採用に努めているところであります。今後もそのようにしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そう努めていきたいと言いながら、もう毎年毎年ね、できていないわけなんですよね。そうしたら、そのできていない理由は何なのか。じゃあ、で

きるためにするにはどうしたらいいのか。同じことを何年も繰り返して、やっぱり町としてね、責任ある立場にある町としてね、誰か一人の責任の、ああ、失敗やった、これ失敗したなあ、ああ、次やり直ししようっていう簡単な問題ではなくて、町としての指針を持った姿勢として、努めているけどできないと言うて、これだらだら何年もきて、それで今後も努めてまいりますだけではね、私、それはちょっと信用できないんですよ。もう町、何年これ言い続けているんや。いつ、それなら私、信用したらええんやろ。常々、もう毎年、私は見させていただいていますが、結局言っても言っても、今年度、2014年度ですね、平成26年度も結局は新採で来ていただく職員さんを上回る退職者が出てしまっているという状況なものですからね、もう本当にますます、行政大丈夫かな。

いろいろな施策を頑張っってやっていただけるのも、財政上のいろいろなバランスを見てやっていただけるのもありがたいですけども、その事業を進めていくのは、職員なんです。職員がいかに住民サービスをできるか。そしてまた、高齢者がふえる中で、職員自身はその事業の内容をきちっと把握して、高齢者の皆さんにも制度がころころ変わろうが説明責任を果たせる、そういう能力を持つ職員を育成する。それが町の責務じゃないでしょうか。そういうことから、やはりもっと腹に据えて、きちっと職員採用というものをとらえて、責任ある定員の確保、こういうものをやっていっていただけるようお願いをさせていただきたいと思います。

そして、二つ目の問題なんです。退職者を上回る職員の採用をしたい。けれども、なかなかうまくいかない。何がそううまくいかないのかは私にはわかりませんが、ただ言えることは、年金が60歳から満額もらえた時期には退職勧奨といい早目にやめられる方、肩たたきと言われる時代も、私が議員になってからそういう時代がありました。けれどもこの間にいろいろ制度が変わりまして、年金の満額支給は65歳からになりました。そうすることによって管理職の皆さんも60歳までは、定年までは勤められるんやから勤めましょうという、そういうふうな動きにもなってきましたし、実際60歳まで勤められる方もたくさん出てこられました。でも、その反面、定年までいかに、定年までの年齢を幾つも残して、50代半ばであったり、ちょっとね、早期退職いうたって入ってきて3年ぐらいで、3年未満でやめるというような職員さんも出てきますけれどもね。ただ私は、3年未満でやめるというような職員の採用の仕方も問題があるとは思いますが、せつかく長年斑鳩町のために働いてきて経験を積んできた職員が、定年まで勤めずにあと何年か残してやめてしまう、こういう状態がこれまで続いてきて

いることも事実なので、これは非常に私は残念だな。職員が少ない状況にあるのにさらにやめる、そしてやめることによって採用より退職者のほうがふえる、こういう悪循環が続いているということについては、私、よそも同じ行政っていったら市町村みんなよそもこんなことなんかな、どうなんかなと思ってちょっと聞いてみるんですけども、やっぱりちょっと違うかなって。斑鳩町は何か特殊なような状況があるように私は感じてならないんです。この点についてですね、町はどのようにこの現象をとらえて、そして問題意識を持っておられるのかどうかというこの辺のところをお聞きかせいただきたいなというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 平成25年10月に公表されました厚生労働省の調査によりますと、早期退職する原因といたしまして、まず、若い世代においては、大学生など新規に卒業した者の3年以内の離職率が卒大で31%、短大の卒業者で39.9%となっております。この原因は、最近の若者像の変化等が影響しているのではないかと考えております。

一方、早期退職の原因といたしましては、元気はつらつと働いておられる職員が、身体的な健康上の問題あるいは精神的な面での健康上の問題で早期退職される場合があります。また、スピードと変化が求められる時代に、緊張感を持たず、問題意識も持たず、自己研さんにも努力しないで仕事についていくことができなくなり、その結果、部下との調和ができずにやめられる場合もございます。

このように、原因は職員個人の事情あるいは家庭の事業等いろいろな事情が絡み合っているものと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、総務部長がそういうふうに答弁していただきましたけども、私、人事考課制度が導入される時、いろいろなことを申しあげてきたんですけども、ただ、人事考課制度導入して何がいいかというと、職員との会話、対話ですね、対話をして、いろいろその職員が何を考えているとかそういうのがわかる。ただ単にその個人を評価するだけではなくて、持っている問題なんかもいろいろ聞き取りをすることもできる。そして、個別にいろいろな指導もできる。そういう利点もあるというふうに、人事考課制度導入のときに私たちはいろいろなことを申しあげたときに、町のほうはそういうふうに確かおっしゃったと思うんですね。それが結局は十分生かされていないんじゃないですかということをお願いいたします。人事考課制度によって各職員と管理職の

皆さんがいろいろお話をされる中であって、職員さんのやる気だったり、そしてまた能力を伸ばしていくということであったり、また、発想の転換であったり、いろいろ今、行政には求められる職員の資質というものをやっぱりいかに伸ばしていくか。今の部長の答弁であれば、やはりそういうことに限界を感じた方がやめられるというようなことをさらっと、さらっと部長言わはりましたけど、私はそういうことがあってはならないのではないかと。斑鳩町内において、やはりそういう職員さんが出てこないように、先日も生き生きプラザでたくさんの職員さんとお会いしました。斑鳩町の衛生委員会が行われていたと思いますが、やはりいろいろな意味でそういう衛生委員会もされ、また、人事考課制度でいろいろな職員さんとの対話であり、いろいろなことをやる中において、一人ひとりの職員さんを大事にしながら行政を進めていく、その姿勢こそが一人ひとりの町民さんを大切に行政マンを生んでいくのではないかと、私はそのように考えています。

ですから、今、非常に残念なことにさらっと総務部長に答弁いただいたわけなんですけど、そういう点についてももう少しやっぱり考えていっていただきたいと思います。そして、答弁の前段にありました、3年以内に新卒者がやめる割合をおっしゃられました。ですから、だからこそ、離職率が卒でも31%とおっしゃいました。だからこそその離職をされないような情熱を持った、行政に対して情熱を持った新規採用、職員の採用できる能力をやっぱり幹部が持つべきなんですよね。そういう採用の仕方、試験のあり方、ノウハウ、こういうものをどうしていくのか研究しながら、離職率31%に入らない残りの約70%に当たるような方たちをうまく採れるようにするのが町長初め幹部の皆さんの能力ではないかと私は思っております。ですから、そういうことも含めて、職員の採用の仕方であったり、そしてまた早期退職がなぜこうたくさん出てくるのかということであったり、もっと真摯に受けとめながら行政を進めていっていただけるように強くお願いをさせていただきまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

二つ目に挙げさせていただきましたのは、介護保険の今後についてということなんです。前回も質問をさせていただきましたが、十分なお答えはいただけておりません。けれども、もういよいよですね、次の6期の計画にちょうど1年前になりました。早ければもう条例の骨子というのは12月議会ぐらいには出してこなあかんのちゃうかなと思ってはいるのですが、そういう意味ではこの間、私の知る限りでも直近で2回ほど介護保険の運営協議会も開かれていると思います。その中であって、いよいよその要支援者のサービス提供、これについて動きというものがあったのかどうか。前から言っていま

すように、要支援1、2の方のサービスを介護保険からはずして自治体の事業としてやるようにということになって、私は、言うように、ほとんどが利用される方も多分、要支援者1、2の中の訪問介護、通所介護、この辺が6割から7割ぐらいを占めていると思うんですよ、その要支援者1、2のサービスの中の。それを市町村にやれと。それも利用料はようけ目に取りなさいと。利用料をようけ目を取れ、それでその公費の負担を軽くするためにNPO法人やボランティアの組織せよとかむちゃくちゃなことを言いますが、こんな1年で大体の下地つくらんと条例もつくりにくいですからね。この下地を本当につくれるのかどうか。条例をつくっていかんと、その次の6期の3年間の計画の基礎になりますから、それは正式移行、29年やったとしても、26年からある程度のことをやらんとあきませんのでね。だからそれを本当にできるのかどうか、私は不思議ではないんです。

先日ちょっと新聞見てましたらね、やっぱり各自治体も悩んでってはって、中央社会保障推進協議会というところが全国の市町村宛にアンケートをとらあったんですね。そうしたら、返ってきたのは700ぐらいしか返ってきていませんけれども、でも、自治体の3割が不可能っていうふうに答えていたと。そして、40%ぐらいが判断ができかねると、こうなっているんですよね。恐ろしい制度ですよね、これ。不可能ちゃうかなというのが30%で、判断がでけへんが40%で、こんな被保険者に対して無責任な状況ってないなあって私思っているんですけども、この状況について、今、運協もこの間からやってはると思うんですけども、私が言いたいことは今言ったようなことだけれども、結局斑鳩町としては、財源の確保やったり利用者負担だったり単価設定もいろいろあるやろうけれども、この辺のところ、どこまで今、運協のほうにも示されて、どんなふうに進めていってはるのかなというのが。今後また私も運協のほうも傍聴も行かせていただくとは思っているんですけどね。ただ、現時点でどういう状況なのかっていうのを少し聞いておきたいなというふうに思っています。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 現在、国におきましては介護保険制度の改正の審議が進められているところではございますが、その中で、質問者もおっしゃいましたように要支援者の予防給付のうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護につきましては、平成29年度末までに全ての市町村において地域支援事業に移行して実施するという改正内容になっております。

この制度改正の趣旨でございますが、全国一律のサービスの種類や内容、運営基準、

単価等によるものではなく、市町村が地域の実情に応じたサービスを提供できるよう見直しがなされるということでありまして、また、サービスの担い手につきましても、従来の介護サービス事業所のほかに、先ほどおっしゃられましたようなNPO法人やボランティアの活用といった多様化を実現し、効果的かつ効率的にサービス提供できるようにするというものであります。ただ、専門的な身体介護サービスを必要とする方には従来どおりの介護サービス事業所によるサービスを担っていただき、それ以外の簡易な、例えばごみ出し等のような生活援助を必要とする方にはNPO法人あるいはボランティア等の多様な担い手によるサービスの提供を可能にするというものでありまして、要支援と認定された方が現行の水準のサービスを受けられなくなるという、いわゆる要支援者の切り離しではないと国のほうは説明をしているところでございます。ただ、町といたしましては、その基盤整備というのが当然課題になるというふうには考えております。スムーズに制度移行ができるよう取り組んでまいるということでございます。

また、移行後の財源構成ではございますが、現行の介護予防事業からは変更がないとされております。また、事業費の上限につきましても介護予防給付費から移行する費用を賄うことができるよう設定される予定であると聞いておりまして、その後は各市町村の高齢化率等も勘案されて設定されるとともに、上限額を超える場合の対応につきましても個別に判断される仕組みが設定されるという予定で聞いております。

まだまだ決まっていないことも多くありまして、その各市町村において事業の円滑な実施を支援するため、国においては一定の指針、いわゆるガイドラインを策定されるという情報も今のところはあるということは聞いている段階でございます。3月中、今月中には県が主催しますこの件を含む制度改正の説明会を開催されるという予定となっております。引き続き町といたしましては情報収集を行いまして、利用者の方が制度改正について不安を抱かれないよう、周知や説明も含めサービスの円滑な移行に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、26年度に策定を行います第6期の介護保険事業計画、高齢者福祉計画の中でも、本町の高齢者の実情、ニーズ等の把握には十分努めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 現在の利用者に大きな影響が出ないようにとか、それから今の枠を壊さないようにとか、いろいろ部長、答弁はしていただきました。けれども、私は国レベルでいろいろ情報誌、情報を書かれている本を読んでいますとですね、市町村に対して、自然増ですね、介護保険の給付の自然増は5から6%増加するだろうと。

けれども、その費用を75歳以上人口の伸び率と同じ3から4%に抑えるようにすることというような細かいそういう指示、幾つも出ているというのは私、見ているんですね。ですから、こういうところ辺をどうクリアしていくのか。そして、利用料についてもね、その要支援者の利用料についても要介護者の利用者負担割合を下回らないこととされておりまして、そして、自治体の判断で負担割合を1割以上にすることはできても引き下げることにはできませんってなっているんですね。ですから、結構国はいろいろなことを介入してこうせいあせい言うてきているんですね。細かいところの数字まで押さえて見ていったらいろいろなことが書いてあるんですね。今、部長、答弁してくれはったように、3月中にまた会議も持っているいろいろと説明もあるようなので、今後の動向も見ながら、また介護保険の運協の傍聴などもしながら、私はこの問題、この今回の第6期というのは2000年から始まった介護保険の中でも大きく変わるものすごい重要なものだというふうな位置付けで私自身は見ていますのでね、また運協にも参加をしながら、またいろいろのご意見申しあげたいというふうに思います。

それとですね、二つ目に書かせていただきましたのが保険料の動向なんですけれども、そういうふうに保険から切り離して地域支援事業にして市町村に要支援1、2、責任持たしてとかいう中であってですね、もう既に介護保険の保険料というのは厳しい状況にきていて、2号被保険者の保険料自身も新しい、4月からですね、とうとう一人当たり平均すると5,273円という5,000円の大台に乗っていくということが新聞で発表されております。そんなふうに高額になってきている。これも制度の成り立ちの中での公費の負担割合であったりいろいろな問題点があるんだというふうに思っておりますので、我が町の国民健康保険でもものすごい累積赤字を出して一般会計から補填をしないといけないというような状況にもなってきましたけれども、さらにですね、こんなふうに2号被保険者の保険料まで上げていく。そして、社会保障のためといって消費税も上がりますが、結局はそうやっていろいろなものが上がっていくわりにサービスはどうか。サービスは低下をしていくのではないかというそのこのところの見方ですね、私はちょっと気になっているんですけれども、第6期の計画では保険料も合わせて議論が行われるというふうに思いますけれども、2号被保険者の保険料もこんなことですので、1号被保険者の保険料についての動向としても現状どんなところにあるのかなというのは非常に関心の高いところですので、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） ご承知いただいているとは思いますが、第1号被

保険者の介護保険料の総額は、原則としまして介護保険給付そのものに比例していくと、比例して設定されるという仕組みになっております。第6期計画以降の介護保険料につきましては、今後も高齢者数や受給者一人当たりの給付額等も増加していくことが見込まれます。また、介護報酬の引上げも行われることが予想されますことから、介護給付全体が増加しまして、結果として介護保険料が大幅に引き上がる方向にあるものと現段階では考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） わかりました。多分そういうことだろうというふうに思っております。けれども、やはり制度そのものをきちっと見ていかないと、今、部長言ったように給付に基づいてその保険料を設定される。だけどね、今度消費税上がったたり何やするのでもね、皆はそういう負担がちょっとでも軽くなるねやったら、社会保障にそういうものを使われるねやったら消費税上がったても仕方ないかなって、そんなふうに考えてはる人だって世の中にはたくさんいてるわけなんですね。ですから、粘り強くね、やっぱり今の国の負担割合がいいのか、それがおかしいのではないのかとかそういう疑問も持ちながら、県や国に対して常にそういう意見を上げていっていただきたい。そして、今後上がっていく消費税がどのように使われていくのか、正しく社会保障のために使っていただけるのか、それは行政を担っておられる皆さま方もきちっと見ていっていただきたい。私たちも見ていきます。でも、行政を預かっておられる、社会保障、特に大切に考えてやらないといけない直接の窓口の市町村は、市町村というのは、もうそこにお住まいの住民さんの顔が見えるわけですからね、本当に正しく使われているのか、そういう意識を持って今後も進めていっていただきたいということをお願いをして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

3番目に書かせていただきましたのは、非婚のひとり親支援についてっていうことなんですけど、私たち、このことについてあまりこれまで深く考えなかったって言ったらい方が悪いかもわからないんですけど、去年の9月に最高裁で法律上結婚していない子どもさんに対する遺産相続の決定が出まして、その後、12月に相続に関して民法の改正が行われた。その辺からですね、ちょっと注目をされるようになってきた問題だというふうに思っているんですけど、ここの、非婚であるということは未婚という意味ですよ。結婚をされていない、また、結婚をして死別であったり離別であったりした方というのはね、寡婦控除というのがあるんですよ、税金の中にはね。寡婦控除を受けることができるということになっております。その辺の寡婦控除の考え方、民法

はもうこういうふうに改正もされましたけれども、所得税法上または地方税法上、この寡婦控除というものについてですね、非婚であっても母子家庭さんというような状況と、一旦結婚して離婚されているとかそういう方とで寡婦控除の取扱いについて、改めてきちっとお尋ねをしておきたいなというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 税制上の寡婦の定義につきましては、所得税法では第2条第1項第30号で、また、地方税法では第292条第1項第11号で規定をされております。その定義の内容といたしましては、一つ目として、夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、扶養親族がいる方または生計を同一にする子のある方であり、この場合の子は、総所得金額等が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない方に限られております。二つ目として、夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、合計所得金額が500万円以下の方となっております。

なお、税制上では、みなし寡婦控除の適用はございません。婚姻関係があったことが前提の制度となっているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そうなんですね。結婚していようがしないまま出産をしようが、生まれてくる子どもは親を選んで生まれてくるわけではありません。そんな中において、昨年、相続の問題で最高裁まで闘われて民法の改正まで行われたという中で、まだ所得税や住民税においてはそういう寡婦控除というものが存在しておりますね、一旦結婚したかどうか、していないかで控除が違ふというような状況が生まれています。けれども、果たしてどうでしょうか。子どもにかかわる問題としては、親がどうしようがその子どもを健やかに成長させる、その子たちの成長のために大人たちがいろいろな場を提供するっていうのはどの子どもでも一緒じゃないかなということの中から、全国ではもう60あまりですね、60数自治体、60を超えているというところまでしか私、ちょっとつかんでいないんですが、例えば保育所であったら、みなし寡婦控除の制度を取り入れて適用をしている、そして、保育料を減額しているというふうな状況があるわけなんですけれども、斑鳩町では、その辺のところはどんなふうにお考えになりますか。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長

○住民生活部長（植村俊彦君） 現行の保育所の保育料につきましては、国の基準に基づきまして、所得税額または住民税の課税状況等により保育料を算定しているところでご

ございます。したがって、寡婦控除につきましても、税法上の取扱いということになりますことから、婚姻によらないひとり親の方につきましては寡婦控除の適用はございません。

しかしながら、質問者もおっしゃいましたように、婚外子相続格差について昨年9月の最高裁の違憲判断がありましたのと同様に、婚姻、結婚歴の有無により適否を決めず寡婦控除について制度改正を求める声があるということや、少数ではありますものの一部自治体で、保育料の算定に当たっては婚姻によらないひとり親を寡婦とみなす、いわゆるみなし寡婦控除を適用しているということは承知しております。今後の議論、動向をもちろん注視するとともに、その情報収集には努めてまいりたいと現段階では考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ということは、これね、その親子さんに大きくかかわる問題としては、保育料の問題。それともう一つあるのがね、公営住宅なんです。公営住宅の家賃の決定にもこれが影響してくるんです。町営住宅を所管してはる担当におかれましては、この点についてどのようにお考えになられますか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長

○都市建設部長（藤川岳志君） 町営住宅の家賃につきましては、入居者の所得等をもとに家賃の算定をしております。寡婦控除につきましても、税法上の取扱いとなりますので、保育料同様、婚姻によらないひとり親につきましては控除の適用がないという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 子育て支援をものすごく力を入れて斑鳩町はやってきております。一人ひとりの子どもたちを大切に育てていこうという私たち大人の意気込みも非常に強いものがあります。そんな中であって、同じように母子家庭さんであるのに、一度結婚しているのか、いや、一度も結婚しなかったのかということによってそういうふうに住むところの家賃であったり、子どもを預けて仕事に行く、でも、そのときの保育料であったりによってそういう差が出てしまうということについては、私はぜひとも避けてほしいと思います。

先ほど住民生活部長、少数ではあるけれどもみなし寡婦控除を取り入れている自治体があるとおっしゃいました。私は、60を超えと言いましたけれども、それをまあ、少数やおっしゃられました。でも、斑鳩町は子育て支援のために26年度、新年度か

ら、まだ奈良県下のどの市町村もやっていないB型肝炎の予防接種の補助、まだ全国で17番目であるその補助をやるじゃないですか。そんな立派な自治体なんですよ、斑鳩は。何でも既に60もやってはるこのことが斑鳩町で議論にならずに、斑鳩町がこれをよしなかったのか、まだしていないのか、私は逆に不思議です。ぜひやってください。本当に未婚であっても離婚であっても、そこに子どもがいるってということについては何も変わりません。その子どもたちの未来のために私たち大人がちゃんと基盤をつくってあげる。同じ収入なのに保育料が違うんだというようなこういう状況にならないようにやっぱりやっていくということ、それは大事なことだと思います。これは私は力を入れて、皆さんにぜひともお願いをしておきたい。今後やっぱり研究をしていただいて、早急にこういう考え方を持った自治体であってほしいということをお願いをして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

そうしたら、四つ目に移ります。ここには、自立支援医療についてというふうに書かせていただきました。私もね、ちょっと勉強不足だったんですけども、この自立支援医療という言い方で精神障害の方の通院なんかの給付を、補助を出すという、そういうやり方でやってこられた。でも、この制度を今度、何か変わるんですよね。制度が変わるんですけども、現在のその自立支援医療というのは、精神障害者の方の分については通常償還という形になっているということなんですね。私たち斑鳩町が中学校まで医療費を無料化するんやとかいろいろやってきまして、身体障害者の方やったりいろいろな母子家庭さんやったりいろいろなことでやってきていますけれども、これら皆、自動償還という形でやっています。私たちは、窓口払いなくしてほしいなというのは一番なんですけれども、それはまあ国がペナルティー課しているからということで、今、結局奈良県が窓口払いなくすことをやめると言われたんで斑鳩町もそれに従って今は窓口払いしていますけども、ただし、償還払いされるときに自動償還という形で、1回申請しておけば勝手に銀行のほうに振り込まれていくというふうな自動償還という形を採っていただいていると思うんですが、なぜこの精神障害というのは通常償還なのか、現在です、この辺もちょっとわからないんですが、そして今後制度が変わっていくというふうにも聞いているんですけどもね、ちょっと精神障害というのはもともとからの町が行う施策とかではなくて、県が行う施策の中で精神障害とかいろいろというのは以前からあったものですから。そして、いろいろ取り組みの中で相談だったりしたり、7町でやるとかね、いろいろなやり方があって、身近に私たちがあんまりわかっていない部分というものもあることから、この際ですので、この辺のところについてちょっとお聞かせを

いただき、そして、制度のことと合わせて、なぜこれが通常償還なのか、そして今後どうなるのか、制度が変わってもどうなるのか、この辺についてちょっとお尋ねをしておきたいなというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長

○住民生活部長（植村俊彦君） 本町の精神障害者医療費助成制度は、奈良県の補助基準に基づきまして実施しております。その対象は、国民健康保険及び一定所得未満の社会保険の被扶養者で精神疾患の自立支援医療の適用者の保険診療のうち、自己負担に相当する額を助成しているというものです。そもそも奈良県のこの助成事業は、ちょっと繰り返しになりますけれども、障害者総合支援法の中に自立支援医療ということがありまして、精神障害者の通院医療です。これで一旦医療機関で支払った自己負担額で、これは福祉医療と同様に、県の場合には500円の利用者負担を払っていただいた後それを助成するということですが、本町におきましてはその500円分も助成をさせていただいていると。これは500円分の助成については本町単独で補助をさせていただいているという分です。これにつきまして、今回、この県の助成の対象が、現行の自立支援医療の適用者から精神障害者保健福祉手帳の1級、2級の所持者に拡大されることとなります。さらに、精神科の通院のみがこれまで助成の対象であったものが、全診療科の入院・通院が対象とされることになりまして、平成26年の10月1日から実施というふうになっております。

なぜ通常償還なのかということですが、県の補助の仕組み上、ひとり親世帯や子ども医療費あるいはそのほかの身体障害者の医療費のような、いわゆる県でいうと福祉医療制度の枠組みの中にこの精神障害者の方の医療費助成が入っていないということで、全く別の枠組みの中で行われていることから、本町におきましても、県レベルで自動償還をやっている以上、県のほうでやっていただけないので、本町でも通常償還で行っているというのが状況です。これにつきまして、現段階では県の説明では10月以降も通常償還のままでやっていくというふうに私どもは説明を聞いているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それは県の事務レベルの問題であって、住民サイドにはほんまにわかりにくい問題ですよね。私聞いていても、そんなんおかしいやんと。福祉医療と同じような考え方で、そうやって精神障害者の方もいろいろな医療を無料で受けられるようにしましよと、そして斑鳩町では全ての福祉医療と同じように500円の負担

金も斑鳩町では負担しますと。ここはもう斑鳩町が立派なところなんです、頑張っているところなんです、これをやりながらも、なぜ同じような取扱いにできないのか。今の部長の答弁では、担当課が違うと。せやけど、担当課違ったって同じ奈良県ですよ。同じ奈良県やのに、担当課が違うから、片一方は自動償還できるけど片一方は自動償還できなくて通常償還やって、これどうなんですか。私、全く理解できなくて。同じように障害者を持った方たちが利用できる事業ですよ、それは。そういう方たちを助けていただける、助成していただける事業でしょ。だけど、なぜそのうちのうち、この人たちだけは通常償還ですよ、せやけどこっちの人たちは福祉医療やから自動償還ですよ。そんなどう説明付くんかなと思ったら、県の担当課が違うって。これおかしいですよ、完全に。私にしたら、そんなおかしな話ないやんかというふうに思っているんですが、それらについて、何か会議とか県下の市町村集まったりしたとき、そういう意見なんかは出ていないんですかね。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長

○住民生活部長（植村俊彦君） 少しちょっと説明が足りなかったところがございますが、2月に開かれました県の事業説明会では、この精神障害者医療費助成の見直しは、県の説明では、現行の制度を継続することから、福祉医療制度を適用するとすればシステムの構築の難しさや窓口の複雑化など懸念されることから、現行制度の拡充ということで通常償還にしたという説明でございます。しかしながら、私どもも含む市町村からは、なぜ福祉医療制度と同じ通常償還にしないのかと、あるいは対象者や全診療科の入・通院の拡大によって今まで以上に私どもの事務量も大幅にふえるので通常償還では対応できないといった意見が各市町村からは多く出されております。また、2月に開かれました県議会の厚生委員会でもこの通常償還の問題が取り上げられたと聞いておまして、その場でも、手続きのたびに役所の窓口で領収書を持っていかなければならない障害者の方には難しいのではないかと、あるいは市町村の事務量は半端なものではないくらいふえるだろう、さらに、福祉医療制度で実施すべきだといった意見が数多く出されているということで私どもも認識しております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 平成26年10月からってことですのでね、もたもたしとったらもう通常償還のままで行かざるを得なくなってしまうかもしれません。ここはね、でもやっぱり町としてもね、こんなん、障害の種別によって逆にその償還されるシステムが違うってというようなそういうやり方、担当課が違うからって住民につかないよ

うな説明をせんとあかんような通常償還っていうものはやっぱりなくしていただきたいな。そして、10月までにも間に合わなかったとしてもね、さらに声を上げ続けて、全制度やっぱり同じように自動償還なら自動償還で全てがいけるような形を考えてやっていていただきたい、そういう要望をして、担当課のほうも県のほうへも声を上げ、会議があればその都度そういうこと言っていていただきたいということをお願いしておきます。

ただ、先ほどですね、斑鳩町は500円の負担も助成しているということの中で、ここにちょっと表があるんですけども、実に斑鳩町はですね、24年度の自立支援医療の精神の通院状況を見ますと、まあ近隣の市町村に比べましたら、受給率が89.1ととても皆さんに使っていただけている。ひどいところなんかはとても低いような状況で、これ受給率、全体で60%ぐらいしかないんです、平均。平均60%ぐらいしかないところを斑鳩町が24年度89.1という数字が出ているのを見て、まだ私は斑鳩町の精神障害の皆さんにある程度十分な医療っていうものが一定受けていただけているのかなということはこの数字を見て少しは安心はしたんですが、さらに必要な医療が受けられるように自動償還を目指して担当としては頑張っていていていただきたいということをお願いをして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、13番、里川議員の一般質問は終わりました。

10時40分まで休憩いたします。

(午前10時19分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。

5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） これから一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず、学校給食についてであります。斑鳩の学校給食は、調理・洗浄業務を業務委託されておられますが、食材の発注はどのようにされているのか、また、地元斑鳩で食材の採用状況をお伺いたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 当町の小・中学校の給食におきましては、ご存じのように自校方式により各校によって調理を行っております。斑鳩小学校以外の小・中学校につきましては、調理・洗浄業務を業務委託をし、給食を実施しております。発注につきましては、給食の献立につきましては各学校の学校栄養士が毎月集まって献立会議を開きまして、栄養のバランスなどを考え決定をしているところでございます。そうした決定した献立をもとに、食材の発注につきましては各学校の栄養士が行っているところでございます。

斑鳩で収穫された食材が給食で使用されているかどうかということですが、現在、収穫できる量などによりまして品数はまだ少ないのでありますが、斑鳩町農業振興会の協力によりまして、町内で収穫されたジャガイモ、タマネギ、丸ナス、梨について給食食材として納品をいただいております。

今後も食の安全を十分確保するとともに、学校栄養士が中心となって食育を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 確かに収穫できる量の問題から品数を多くできないことは理解できますが、斑鳩産の食材を使用することによる子どもたちへのよい影響が出ると思いますが、今後の給食の地産地消への取り組みをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 斑鳩町におきましては、学校給食を中心に食育を推進しております。食育は身体だけではなく心も育てると考えております。毎日食べるものへの感謝の気持ちでありますとか、旬の食べ物から季節の移り変わりを感じる心、五感の働きを通しておいしいと感じる感覚を育てよう努めております。

これまでも地域の産物を学校給食に活用するため、ジャガイモやタマネギなどの食材を斑鳩町農業振興会から購入し、給食だよりやあるいは校内放送で児童・生徒に斑鳩の野菜として伝えているところでございます。また、総合的な学習の時間を活用して、地域の農家の皆さんの協力を得まして米や野菜を栽培し、収穫物でお米パーティを開いたりといった取り組みも行っております。

今後も斑鳩町の物産をできる限り活用し、給食と総合的な学習の時間での農業体験や家庭科など各教科を連動させて、子どもたちがみずからの体験を通して望ましい食生活の営みを学ぶことができるよう、また、食の安全に十分配慮しながら地産地消を進め、地域、生産者への子どもたちの関心を高めるための教育を行ってまいりたいと考えてお

ります。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 校内放送で児童・生徒に斑鳩町の野菜が給食で使用されていることを伝えているのは意味のあることだと思います。今後とも、食育を進めるためにも斑鳩産の食材をできるだけ使用していただくことをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

子どもの遊び場についてであります。子どもたちが伸び伸びと遊べる場所がないという声をよく耳にするのですが、私の子どものころを思い出すと、山や川や空き地などで日が暮れるまでいろいろな友達と遊んだ楽しい記憶がよみがえります。それらの体験は、大人になってからもすばらしい思い出になっていることを考えますと、今の子どもたちの外遊びをする場所はどのような状況で、町はどのようにその状況について考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 子どもの遊びでございます。質問者がおっしゃいますように、子どもの遊びは体力、社会性、感性、創造力などを育む大切な活動であり、その場所の確保も必要であるというふうに考えております。特に外遊びにつきましては、自然に触れ合っただけ思い切り体を動かすことから、子どもたちの心身の健全な発達にとって大変重要であると考えております。質問者も自分の子どもの頃をお話をされたところでございますが、私自身も、子どもの頃は学校が終わったら仲間と集まって、自分たちで遊び場を見つけて、空き地等で野球したり、工夫していろいろな遊びをしたというふうに記憶をしております。今の子どもを見ておりますと、整備されたところでしか遊んでない、そういった状況も見られますので、ある意味一方で寂しさを覚えるような状況でございます。

子どもたちの外遊びが少ない原因についてでございますが、都市化の進展に伴います遊び場の減少が一つあるかというふうに思います。また、インターネットあるいはゲーム機などの急激な普及というものがございます。そして、地域における社会環境あるいは保護者の意識、態度、そういったことが屋内遊びに比べて外遊びが少ないことの要因ではないかというふうにも考えております。

町教育委員会では、これまで放課後の子どもの居場所づくりの一環として、放課後子ども教室の開設を行ったり、学校におきますキャンプ等の体験活動を通じまして子どもの外遊びを促進する取り組みを進めてきたところであります。子どもの豊かな感性や健

全な心身を育てていくためには、外遊びは重要な要素であると思っております。このため、これからも体験活動を通じた教育を推進してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今の回答の最後の部分の、子どもの豊かな感性や健全な心身を育てていくためには外遊びは重要な要素と考えておられるのは、私も同感です。

それでは、お伺いいたします。小学校の運動場などは、放課後、子どもたちが自由に使えるように開放されているのかお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 小学校の校庭につきましては、放課後、3つの小学校でおおむね夏の間は5時まで、冬の間は4時半までと季節に応じた時間帯で、遊びに来た児童に対して開放を行っている状況でございます。各小学校の遊びに来ている児童の数で申しますと、常々10人から15人程度というふうに聞いてございまして、在校生や、保護者が同伴されたり、卒業生が来て遊んでいるという状況でございます。

子どもたちの運動不足によりまして体力の低下も問題となっているところもございまして、今後も、施設管理上の制約や在校生、卒業生に限定はしておりますが、引き続き開放を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 小学校の校庭の放課後の開放は、安全面や防犯面など難しい問題があると思いますが、遊びを通じて人に対する思いやりや優しさを学ぶことが多くありますので、子どもの遊びの重要性に気を配っていただくことを願いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定をいたしておりました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

10日は、午前9時から予算審査特別委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（ 午前10時49分 散会 ）